

新潟市岩室すこやかセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第39号

新潟市岩室すこやかセンター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市岩室すこやかセンター条例施行規則（平成17年新潟市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「受付開始日は、利用開始日の3月前から」を「受付期間は、利用開始日の2月前の日が属する月の初日から利用開始日の7日前まで」に改める。

第8条第2号中「損傷したとき」を「損傷し、又は亡失したとき」に改める。

第11条第1項の表中「7日前」を「前日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。